

調達公告

次のとおり、委託する業務に関する企画提案を受けて、その受託者を選定するので、公告する。

令和6年2月22日

鳥取県知事 平井 伸治
岡山県知事 伊原木 隆太

1 委託する業務

- (1) 業務名：鳥取県・岡山県共同アンテナショップリニューアルオープンPR業務（以下「委託業務」という。）
- (2) 業務内容：別添業務仕様書のとおり
- (3) 委託期間：令和6年4月1日～令和6年5月31日
- (4) 契約限度額：5,500,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 企画提案の参加資格

この企画提案に参加する者（以下「参加者」という。）は、下記（1）から（5）までの条件を全て満たしていなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない法人であること。
- (2) 次に掲げる措置を受けてないこと。
 - ①鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日出第157号）第3条第1項の規定による指名停止の措置
 - ②岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の停止の措置又は岡山県役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に基づく入札参加除外の措置
- (3) 次に掲げる申立てを受けている者（当該申立てに対して更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
 - ①民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立て
 - ②会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立て
- (4) 国税、都道府県税又は市町村税を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員を役員又は支配人としていた法人のいずれにも該当せず、かつ、これらの利益になる活動をそれと知りながら行う者でもないこと。

3 企画提案参加手続等

- (1) 業務仕様書等の配布
令和6年2月22日（木）から3月4日（月）までの期間（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の9時から17時までの間、5（1）の担当部局において配付する。
なお、これらについては、次のWEBサイトから随時ダウンロードすることができる。

鳥取県政策戦略本部政策戦略局東京本部

<https://www.pref.tottori.lg.jp/item/1349484.htm#itemid1349484>

岡山県産業労働部産業企画課マーケティング推進室

<https://www.pref.okayama.jp/site/321/900350.html>

(2) 参加資格の確認申請

参加者は、参加資格確認申請書（様式第1号）を下記により5（1）の担当部局へそれぞれ1部ずつ提出すること。

①提出方法

持参又は郵送（民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）に規定する一般信書便事業者又は特定信書便事業者による信書便を含み、書留郵便又はそれに準じる方法で送達される当該信書便に限る。以下同じ。）によることとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は受理しない。なお、郵送による場合は、送付先あてに郵送した旨をただちに電話又は電子メールにより連絡すること。

②提出期限

令和6年3月4日（月）17時（郵送の場合、同月2日（土）以前の消印がない限り、当該時刻後に到着したものは受理しない。）

③添付書類

ア 会社概要（パンフレット等会社概要がわかるものを添付）

イ 国税、都道府県税及び市町村税について、主たる事務所の所在地を管轄する税務官公署（税務署、都道府県税事務所等、市区町村）が発行する滞納がないことを証する納税証明書

ウ 印鑑証明書（提出日前3ヶ月以内に発行された正本）

エ 登記事項証明書（提出日前3ヶ月以内に発行されたものの写し）

オ 定款

(3) 参加資格の確認

(2)による申請内容を確認し、令和6年3月5日（火）以降に、資格審査の有無を当該申請した者に書面で通知する。この場合において、参加資格を備えていない旨の通知を受けた者は、(5)の企画提案書を提出することができない。

(4) 質問及び回答

この企画提案に関する質問は、令和6年3月4日（月）17時まで、質問書（様式第2号）を5（1）の担当部局のいずれかへファクシミリ又は電子メールで送付することにより行うこと。

質問に対する回答は、鳥取県政策戦略本部政策戦略局東京本部及び岡山県産業労働部マーケティング推進室のホームページに逐次掲載し公開する。

(5) 企画提案書の提出

(3)により参加資格を備えている旨の通知を受けた者は、企画提案書等を、下記により5（1）の担当部局へそれぞれ提出すること。

①提出書類（様式不問）及び提出部数

ア 企画提案書：6部

企画提案書の仕上がりはA4判とするが、必要に応じてA3判の折り込みも可とする。

イ 本業務受託見積書：正本1部及び副本5部

ウ 事業実績：6部

過去5年以内に実施した類似業務の概要を記載すること。

エ 会社概要：1部

②提出方法

持参又は郵送によることとし、ファクシミリ又は電子メールによる提出は受理しない。なお、郵送による場合は、送付先あてに郵送した旨をただちに電話又は電子メールにより連絡すること。

③提出期限

令和6年3月11日（月）17時（郵送の場合、同月9日（土）以前の消印がない限り、当該時刻後に到着したものは受理しない。）

(6) 企画提案の辞退

参加資格確認申請書を提出した後、この企画提案への参加を辞退する場合は、(3)により参加資格を備えていない旨の通知を受けたときを除き、令和6年3月11日（月）17時まで、辞退届（様式第3号）を5（1）の担当部局のいずれかへ提出すること。

4 企画提案の審査等

(1) 審査方法

3（5）の企画提案書等の内容を審査するため審査会を設置し、企画提案書等を提出した者（以下「提案者」という。）からプレゼンテーションを受けた上で、当該審査会の委員（以下「委員」という。）が別表の審査基準により評価し、それぞれ評価点をつけ、各委員の評価点を提案者ごとに集計し、その合計点が最も高い提案者を最優秀提案者に選定する。なお、プレゼンテーションを受ける日時等は、令和6年3月5日（火）以降に各提案者に通知する。

(2) 結果通知

審査結果については、その実施後速やかに、書面により各提案者に通知する。なお、当該結果について、異議を申し立てることはできない。

(3) 委託契約

①上記（1）の審査により選定された最優秀提案者と契約の締結に関する協議を行い、当該協議が調ったときは、その者と両県の三者で契約を締結する。当該協議が不調のときは、最優秀提案者以外の提案者（審査基準に定める低評価の提案者を除く。）について、得点が上位の者から順に契約の締結に関する協議を行い、当該協議が調った者と両県の三者で契約を締結する。

②契約の締結に当たっては、その者の企画提案の趣旨を逸脱しない範囲で、提案内容の変更を求められることがある。また、暴力団の排除に係る誓約書の提出を求める。これらの求めに応じないときは、契約の締結に関する協議は不調とする。

(4) 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として、契約金額の100分の10以上の金額を、両県に折半して納付しなければならない。この場合において、鳥取県に納付すべき分については鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第113条に、岡山県に納付すべき分については岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条第2項において準用する同規則第131条第2項に、それぞれ定める担保の提供をもって、その納付に代えることができる。なお、鳥取県に納付すべき分については鳥取県会計規則第112条第3項の規定により、岡山県に納付すべき分については岡山県財務規則第155条の規定により、それぞれの全部又は一部を免除する場合がある。

5 その他

(1) 担当部局

①岡山県産業労働部産業企画課マーケティング推進室（担当：松本・山本）

郵便番号 700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話 086-226-7365 ファクシミリ 086-226-7841

メールアドレス marketing@pref.okayama.lg.jp

②鳥取県政策戦略本部政策戦略局東京本部（担当：河上・細田）

郵便番号 102-0093 東京都千代田区平河町2-6-3 都道府県会館10階

電話 03-5212-9187 ファクシミリ 03-5212-9079

メールアドレス tokyo@pref.tottori.lg.jp

(2) 提案費用

この企画提案及び契約の締結に当たり、参加者が支出する費用について、両県は一切負担をしない。

(3) 著作権の取扱い

①契約を締結する提案者の企画提案に係る著作権の帰属については、契約において定めるが、契約を締結するまでは、当該提案者に帰属する。

②契約を締結しない提案者の企画提案に係る著作権は、当該提案者に帰属する。

(4) 提出書類の管理

この企画提案において参加者から提出された企画提案書その他の書類については、提出後に追加、修正等を行うことはできない。

また、当該書類はこの企画提案が終了した後も返却しないが、それらを提出した者の許諾を得ずに、この企画提案における審査以外の目的に使用し、又は第三者に開示することはない。

ただし、最優秀提案者等の選定理由等の説明のため必要な範囲内において、応募者名、提案要旨等を公表することがある。

(5) 事業の実施

令和6年度予算が両県議会で議決されない場合、事業を行わないことがある。この場合、上記(2)と同様に両県は提案に要した費用を負担しない。